

# はちのへ のうぎょうだより

平成 28 年 5 月号 No.508

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。  
また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。  
○八戸市ホームページ  
<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



## 平成28年度農作業標準賃金

作業名		標準単位	賃金 (円)
水田	一般作業	8時間労働	5,600
畑	一般作業 (たばこ含む)	"	5,600
果樹	剪定	"	8,300
	摘果・袋かけ・収穫	"	5,600

(注) まかない費は含まず。男女共同じ。

※下表の金額は消費税含む

作業名		標準単位	賃金 (円)	
水田	耕起 (トラクター)	10アール当り	6,000	
	代かき	"	6,200	
	田植 (機械植)	"	7,000	
	田植機用苗	苗 (1箱当り)	800	
	刈取バインダー (ひもを除く)	10アール当り	7,200	
	脱穀	"	6,800	
	コンバイン (ひもを除く)	"	14,200	
	生乾燥 (玄米)	1俵当り	1,400	
	畦ぬり (片側)	1m当り	30	
畑	耕起 (トラクター)	10アール当り	4,900	
	トレンチャー	"	42,200	
	麦	コンバイン (ひもを除く)	10アール当り	8,600
		生乾燥	1俵当り	1,500

## 平成28年度農作業標準賃金が決定

八戸市農業委員会では、3月に開催した農政部会において、平成28年度農作業標準賃金について審議し、左表のとおり決定しました。

この農作業標準賃金はあくまで標準賃金ですので、作業賃金を定める際は、

この標準賃金を参考にしながら、ほ場の条件や作業の難易等を考慮し、当事者双方で協議の上、作業賃金を定めるようお願いいたします。

問 農業委員会事務局

☎ 43・2111 内線4011

### 農業委員会

### 事務局職員異動

4月1日付人事異動により、事務局職員が次のとおり異動になりました。 (内は旧職名)

#### ■農業委員会に転入した職員

副参事 (農政グループリーダー)

村上 司

〈南郷事務所主幹〉

主査 農政グループ

三浦 一範

〈観光課主査〉

主事 農地グループ

田中 野

〈新採用〉

#### ■農業委員会から転出した職員

中央卸売市場参事

(業務グループリーダー)

畑内 俊一

〈事務局次長

(農政グループリーダー)〉

資産税課主査

宮崎 孝之

〈主査 農政グループ〉

環境保全課主事

田中 雄太

〈主事 農地グループ〉

# 御意見を お聞かせ ください



昨年5月の総会で定めた27年度の目標指標について、年度末(平成28年3月)での状況・結果をお知らせします。

■認定農業者等担い手の育成・確保

目標・・・10経営体の増  
結果・・・増減なし

新たに7経営体の増がありました。高齡化などを理由とした更新の経営体が7あり、昨年度から増減なしとなりました。農業経営改善のための事業等を活用するには、認定農業者であると有利です。引き続き認定農業者の増を目指した取組を進めて参ります。

■遊休農地の解消

目標・・・10 ha  
結果・・・7・7 ha

新たな遊休農地の発生を約24・3 ha確認しましたが、農作物の作付け・草刈等の適正管理による解消が約23・7 haあったほか、

転用ほか農地からの除外が約8・3 haあり、差し引き約7・7 haの解消となりました。農業委員会では、今後も遊休農地の解消に取り組んで参ります。

平成28年度の農業委員会活動指標作成の参考とさせていただきます。農業委員会活動全般へのご意見等をお寄せください。

☎ 問 農業委員会事務局  
43・2111 内線4016

## 農地の全体調査を行います

農業委員会では荒廃農地の解消に向けて、今年度も5月から市内の農地の全体調査を行います。この調査では、荒廃農地の状況を把握することが主な調査内容となりますが、調査の結果著しく原野化が進行し、農地としての利用が困難と判断された場合には、「非農地」として農業委員会の台帳を修正することがあります。

調査の際には農地所有者の立会いには不要ですが、農地内に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

☎ 問 農業委員会事務局  
43・2111 内線4014

## 農地法関係の 申請受付日等について

当委員会で設定している農地法第3、4、5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。申請内容や申請書類について、事前に農業委員会でご確認ください。

☎ 問 農業委員会事務局  
43・2111 内線4014

申請月	許可申請		届 出			
		3条/4,5条 (30a以下)	4,5条 (30a超)			
5月	受付	5/11~20		締切	5/6	5/20
	交付	6/16	7/6	交付	5/13	5/31
6月	受付	6/13~20		締切	6/6	6/20
	交付	7/15	8/5	交付	6/15	6/30
7月	受付	7/11~20		締切	7/5	7/20
	交付	8/17	9/2	交付	7/15	7/29

## 農地法と農振法ってなんだ？

農地に家を建てたり、駐車場にしたりするためには、農業委員会の許可が必要なことは、みなさんご存知ですね。これは農地が地域における貴重な資源であり、食糧確保の観点から「農地法」によって、転用が規制されているためです。

また、いざ農地法の許可を得ようとするところ「ここは農用地なので転用は難しいですね」と言われることがあります。農用地とは「農業振興地域の整備に関する法律」略して「農振法」で定められた、農地としての利用が確保されるべき土地のこと。つまり、農地は農地法と農振法、2つの法律によって守られているのです。

どちらの法律も規制が厳しい一方、農地は税制面で優遇されたり、農用地であれば農業関係の補助を受けることができるなどのメリットがあります。

農地を有効に活用できるよう、農業委員会ではこれからも活動していきます。





# 現況届

現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。

## は忘れずに提出を!

農業者年金の経営移譲年金や特例付加年金・農業者老齢年金を受給されている方は、現況届をあなたの住所地の市役所又は町村役場にある農業委員会に必ず提出してください。



### 現況届が届く時期は…

現況届の用紙は、5月末頃に直接受給権者ご本人あてに送付します。

### 現況届の提出時期は…

現況届は、受給権者ご本人が、現況届に署名・記入して6月30日までに農業委員会に提出してください。

### 現況届の提出を忘れると…

現況届の提出がないときは、11月の支払から現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

経営移譲年金・特例付加年金を受給している方については… **今年度から現況届の様式が変わりました**

6つの項目の自己チェックに記入漏れがないか、ご確認ください 記載事項に同意の上、自署してください

### 農業者年金受給権者現況届 (折ったり、汚したりしないでください)

平成28年6月30日までにあなたの住所地の農業委員会にご提出ください

1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック 2. 「受給権者の欄(氏名等)」をご記入ください

あなたについて、以下の1~6の項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください

- |  |    |     |
|--|----|-----|
| 1 農業を営んでいますか                                     | はい | いいえ |
| 2 農業を営む法人の構成員になっていますか                            | はい | いいえ |
| 3 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等をしましたか | はい | いいえ |
| 4 農業所得の納税申告をしましたか                                | はい | いいえ |
| 5 経営所得安定対策等交付金を申請しましたか                           | はい | いいえ |
| 6 農業共済に加入しましたか                                   | はい | いいえ |

(注) 上記、自己チェックの記入が漏れている場合、現況届は受理できませんので、ご注意ください

#### 受給権者の欄

農業所得の納税申告名義等、左記4~6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します

氏名 (自署)			
生年月日	大正・昭和	年	月 日
住所	都道府県	電話番号( )-( )-( )	

ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入されるときは、下記の「代理人の欄」も記入してください

#### 代理人の欄

氏名		受給権者との関係
住所	電話番号( )-( )-( )	

支給停止事由に該当する場合、この現況届用紙は提出せずに支給停止事由該当届を提出してください

編集発行 平成28年5月号 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市農業委員会 (TEL 43-2111 内線4013) 印刷部数4,300部 印刷経費1部あたり4.62円

# 農地情報

新規の農地情報をお知らせします。農地の詳細な所在について確認したい方、興味をお持ちの方は、農業委員会までお越しく下さい。新規以外の情報は折込チラシにございます。

※農地転用・農地改良につきましては、農業委員会や農業委員にご相談ください。

問 農業委員会事務局

☎ 43-2111 内線4015

## ■農地を貸します

	所在地 (大字 小字)	地目等	面積 (㎡)	希望価格
①	市川町 堤下 84	田 (農用地)	2,402	応相談 (10年)
②	河原木 大谷地 24-1 25	田 (農用地)	3,242 2,023	

## ■農地を売ります

	所在地 (大字 小字)	地目等	面積 (㎡)	希望価格	
③	櫛引 中瀬川原	田 (農用地)	19	753	応相談
			30	1,231	
			55	976	
			56	945	
			57	613	
④	糠塚 板橋 35	畑	981	総額30万円	

**PR**  
農政の動きをタイムリーに伝える  
経営と暮らしに役立てる  
**全国農業新聞**

全国農業新聞は農業者の代表機関である市町村農業委員会のネットワークを活用して発行する週刊の農業総合専門紙です。週刊紙の特性を活かし、農業・農村・農政の動きをタイムリーにお届けする農業者及び就農意向をお持ちの方・企業必読の新聞です。また、農業関係者のみならず、地域創生、

6次産業、食育等地域や食に関心のある方にも役立つ情報が満載です。

1週間の出来事をまとめて読むことができ、農政解説や農村現場の動きを分かりやすく掲載しているため、普段忙しい方にも自信を持ってお薦めできる新聞です。地域・県ごとに発行している紙面を一括して掲載しており、地方の話題も満載です。是非ご覧下さい。お申込み、試読は農業委員会まで。



## 編集後記

我が家の庭に、パンくずを撒いてみたところ、シジュウカラやヒヨドリ、スズメと、入れ代わり立ち代わりやってきて、とても賑やかです。おおきな欠片はガラスに狙われるので、パン粉のように細かくするのがポイント。シジュウカラはつがいできてきて、人がパンを撒くそばから食事を始めるといった豪胆ぶりです。また、縄張りの意識が強いらしくガラスに映

る自分の姿を小突いたり、蹴飛ばしたり。一方、スズメは体格が大きいと変わらぬにかかわらず、人の姿が見えると、すぐにパツと散ってしまいます。普段は間近で見られない野鳥の意外な一面に、驚かされています。それにしても、冬の間はまん丸だった鳥たちが、春にはすっかりスマートになるのはなぜでしょうね？自然の恩恵が自分を素通りしているように感じられる、今日この頃です。 高橋

農地は適切に  
管理しましょう!!

